

農業委員会等に関する法律

昭和26年法律第88号

最終改正：平成30年5月18日法律第23号

（この法律の目的）

第1条 この法律は、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会の組織及び運営並びに農業委員会ネットワーク機構の指定等について定め、もつて農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

（設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に農地のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 前項の規定によりその区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。

4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。

5 その区域内の農地面積（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域（同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。）の区域内の農地面積（生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の生産緑地地区の区域内の農地面積を除く。）を除く。）が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。

6 市町村長は、第2項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第3項又は第4項の場合にあつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

（組織）

第4条 農業委員会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。

（農地等の利用の最適化の推進に関する指針）

第7条 農業委員会は、次に掲げる事項について、指針を定めるように努めなければならない。

い。

- 一 その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標
 - 二 その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法
- 2 農業委員会は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない。
- 3 農業委員会は、第1項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(委員の任命)

- 第8条** 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。
- 2 委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。
- 3 前項の定数の変更は、委員の任期満了の場合でなければ、行うことができない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 5 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者（農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。
- 一 認定農業者である個人
 - 二 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人
- 6 前項に定めるもののほか、市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。
- 7 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

- 第9条** 市町村長は、前条第1項の規定により委員を任命しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者（第19条第1項において「農業者等」という。）に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならない。
- 2 市町村長は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者に関する情報を整理し、これを公表しなければならない。
- 3 市町村長は、前条第1項の規定による委員の任命に当たっては、第1項の規定による推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。



(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員の失職)

第12条 委員は、第8条第4項各号のいずれかに該当するに至った場合には、その職を失う。

(委員等の辞任)

第13条 委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。

2 会長は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て会長を辞任することができる。

(委員の秘密保持義務)

第14条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の報酬等)

第15条 市町村は、委員に対し、報酬を支給し、及び職務を行うために要する費用を弁償しなければならない。

(部会の設置及び構成)

第16条 農業委員会に、農林水産省令で定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、委員が互選した者をもつて構成する。

3 部会の委員の構成は、次の各号（当該農業委員会の区域内における認定農業者が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、第2号）に掲げる基準に従わなければならない。

一 第8条第5項各号に掲げる者が部会の委員の過半数を占めること。

二 第8条第6項に規定する者が含まれること。

4 第2項の規定による互選に関し必要な事項は、政令で定める。

5 部会の委員の定数は、条例で定める。

6 部会に部会長を置く。

7 部会長は、部会の委員のうちから総会（第27条第1項に規定する総会をいう。以下この条において同じ。）で選任する。

8 部会長に事故があり、又は部会長が欠けたときは、部会の委員のうちから総会があらかじめ定める者がその職務を代理する。

9 農業委員会は、その所掌事務を遂行するにつき部会長を不適当と認めるときは、総会でこれを解任することができる。

(農地利用最適化推進委員の委嘱)

第17条 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を委嘱しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する市町村の農業委員会は、推進委員を委嘱しないことができる。

- 一 第3条第5項の政令で定める市町村
 - 二 農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られていることその他の事情を考慮して政令で定める基準に該当する市町村
- 2 農業委員会は、前項の規定により推進委員を委嘱しようとするときは、各推進委員が担当する区域を定めなければならない。
 - 3 推進委員は、前項の規定により農業委員会が定めた区域内の農地等の利用の最適化の推進のための活動を行う。
 - 4 前項の活動は、第7条第1項の指針が定められている場合には、当該指針に従って行わなければならない。
 - 5 推進委員は、その活動を行うに当たっては、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）との連携に努めなければならない。
 - 6 第1項ただし書の規定により推進委員を委嘱しないこととした農業委員会は、第6条第2項に規定する事務について、各委員が担当する区域を定めなければならない。

第18条 推進委員は、非常勤とする。

- 2 推進委員の定数は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化の状況その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。
- 3 前項の定数の変更は、推進委員の任期満了の場合でなければ、行うことができない。
- 4 第8条第4項各号のいずれかに該当する者は、推進委員となることができない。
- 5 推進委員は、委員と兼ねることができない。

第19条 農業委員会は、第17条第1項の規定により推進委員を委嘱しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、同条第2項の規定により農業委員会が定めた区域を単位として、農業者等に対し候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者の募集をしなければならない。

- 2 農業委員会は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者に関する情報を整理し、これを公表しなければならない。
- 3 農業委員会は、第17条第1項の規定による推進委員の委嘱に当たっては、第1項の規定による推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。

(推進委員の任期)



第20条 推進委員は、委員の任期満了の日まで在任する。

- 2 推進委員は、その任期満了後も後任の推進委員が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 3 推進委員は、再任されることができる。

（推進委員の解嘱）

第21条 農業委員会は、推進委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務に違反し、若しくはその職務を怠った場合その他推進委員たるに適しない非行があると認める場合には、これを解嘱することができる。

- 2 推進委員は、前項の場合を除き、その意に反して解嘱されることがない。

（推進委員の失職）

第22条 推進委員は、第8条第4項各号のいずれかに該当するに至った場合には、その職を失う。

（推進委員の辞任）

第23条 推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。

（推進委員の秘密保持義務）

第24条 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（推進委員の報酬等）

第25条 市町村は、推進委員に対し、報酬を支給し、及び職務を行うために要する費用を弁償しなければならない。